

広島県告示第三百八十六号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の四第二項及び同令第三十七条の十一において準用する同令第三十七条の四第二項の規定によって、指定調査機関及び指定情報公表センターから次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定調査機関及び指定情報公表センターの名称及び住所

1 名称

社団法人広島県シルバーサービス振興会

2 住所

広島市南区皆実町一丁目六番二九号

二 変更届出の年月日

平成二十五年三月十九日

三 変更の内容

1 変更事項

名称

2 変更内容

| 変                  | 更 | 変                   | 更 | 後 |
|--------------------|---|---------------------|---|---|
| 社団法人広島県シルバーサービス振興会 |   | 一般社団法人広島県シルバーサービス振興 |   | 会 |

3 変更年月日

平成二十五年四月一日